

主治医の意見書(就労可否証明含む)

氏名		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	TEL				
病名	(該当するものを○で囲む) 統合失調症・そううつ病(そう病、うつ病を含む)・てんかん・その他()				
病の発生時期	年 月 頃	初診年月日	年 月 日		
病の経過	令和 年 月 日 ^{注1)} より軽作業含む週20時間以上の継続就労が、可能である。 療養のため週20時間以上の就労が出来なかつたと認められる期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ^{注2)} 治療および療養のことを考慮した場合、離職日(年 月 日)時点で離職前の業務を継続することが a) 可能 b) 困難 だった。 ※日付安定所記入 ※通常、注1)の日付の前日が注2)の日付になると想定されます。また、注1)の日付からが失業給付手続開始可能と考えられます。				
現在の精神状態 (具体的な症状と程度)					
症状の安定度 (安定の程度、安定した時期等)					
日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲む)	1. 社会生活は普通にできる。 2. 家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。 3. 家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助や保護が必要。 4. 身の回りのことはかろうじてできるが、適当な援助や保護が必要。 5. 身の回りのことは全くできない。				
労働習慣(規則正しい勤務とその継続、危険への対応等)の確立の程度及び今後の見込み					
就労に関する注意事項	作業の内容、環境、時間(作業可能な1日当たりの時間数、1週間当たりの日数)等の制限、配慮事項その他予想される問題点				
	必要な通院日数	1か月当たり 回程度			
労働能力の程度	就労可能な具体的な就労場所・条件等 (①一般企業での通常勤務、②短時間勤務、③福祉施設での軽作業等)				
症状をくずす誘因となるもの、てんかん発作に対する対策(発作の起こりやすい時帯・状況、発作の始まり方)等					
以上の通り意見を述べる。 病院又は 診療所の名称 所在地 電話番号					
注1)の日付以後となります 令和 年 月 日 診療担当科名 医師氏名 印					

医師による証明をお願いします。訂正がある場合は訂正印を押印願います。
 裏面もご確認ください。

主治医の意見書(就労可否証明含む)

浜松公共職業安定所雇用保険給付課では、雇用保険の失業給付手続きの際、医師の証明を基に、ご本人の退職時または現在の健康状態について把握させていただいております。それにより、求職者給付(いわゆる失業給付)手続きができる状態なのかどうかを判断し、適正な失業給付審査を行っています。健康状態によっては、直ちに失業給付の受給手続きを行えない場合がありますのでご了承ください。
※その場合、受給期間の延長手続き等のご案内になる可能性があります。

＜主治医の先生方への留意事項＞

求職者給付(いわゆる失業給付)は、一週間あたり20時間以上働く仕事をするにあたり、心身や身の周りの環境が整っており、かつ、仕事を探している方が対象の給付金です。

主治医の先生の判断により、上記の就労が不可能な状態である場合、記入は不要です。
その場合は就労不可能である旨ご本人へお伝えください。

離職時点の健康状態を遡って証明していただく必要がある場合があります。

ハローワークでの失業給付審査において、離職時点の健康状態について本意見書を元に判断する可能性があります。

＜ご本人様への留意事項＞

求職者給付(いわゆる失業給付)は、一週間あたり20時間以上働く仕事をするにあたり、心身や身の周りの環境が整っており、かつ、仕事を探している方が対象の給付金です。

主治医の先生の所見が「就労不可」であるときは、求職者給付(いわゆる失業給付)は受給できません。その場合はその旨ハローワーク浜松給付課へお知らせください。

主治医の先生に証明していただいた就労可能日がハローワークへ離職票を提出した日(/)より後の日付になる場合、失業給付の受給手続きは無効になってしまいます。改めて手続きをやりなおしてもらうことになってしまいますのでご了承ください。

主治医に証明していただいた就労可能日が離職日当日や離職日より前の場合、離職理由が「疾病または負傷によって退職した場合」に該当せず、求職者給付は給付制限が課せられる場合があります。

また、主治医の先生より就労可能日が不明確である等により、証明書作成が不可能との回答を得た場合は…

●主治医の意見書の記載内容は、あくまで医師の判断に基づきます。ハローワークから記載内容に対して指導はできません。

●よって、意見書が出せない場合、確認資料不足として失業給付手続きが行えない、または退職理由の具体的な事情が確認できないものとして扱わせていただく可能性があります。その点につきましてはご了承ください。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

ハローワーク浜松 雇用保険給付課
053-457-5154・5155